

# 令和7年度 産山村公営住宅等再編に係る官民連携事業の導入検討調査業務 【提案書募集要領】

産山村（以下「本村」という。）では分散立地する公営住宅及び公共施設を段階的・戦略的に集約化・共同化を図り、公営住宅等の質の向上と公営施設総量の削減を目指すため、PPPエージェント方式やローカルPFI等の官民連携事業手法の導入及びモデル事業を通じた公営住宅等の新たな整備・運営管理について検討を行うこととしており、この調査業務にご協力いただける企業からの提案書を募集するものである。

なお、本要領は、産山村公募型プロポーザル方式実施要綱（令和元年要綱第13号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 1 業務名

令和7年度産山村公営住宅等再編に係る官民連携事業の導入検討調査業務

## 2 事業概要

民間賃貸住宅の立地が困難な地域において、本村の人口減少等を見据えて、分散立地する公営住宅及び公共施設を段階的・戦略的に集約化・共同化を図り、公営住宅等の質の向上と公共施設総量の削減を目指すため、PPPエージェント方式やローカルPFI等の官民連携事業手法の導入及びモデル事業を通じた公営住宅等の新たな整備・運営管理について検討を行う。

## 3 業務内容

- (1) 公営住宅等再編計画の検討
- (2) 先進事例等地区の調査
- (3) 官民連携事業スキームの検討
- (4) モデル事業の検討・実施方針策定
- (5) 報告書のとりまとめ

## 4 提案内容

- (1) 本業務は、公募型プロポーザル方式を採用し、別添「産山村公営住宅等再編に係る官民連携事業の導入検討調査業務委託仕様書」（以下「委託仕様書」という。）に示す業務内容等に基づき、先導性・モデル性及び汎用性を踏まえた調査検討方針及び実施スケジュールについて提案を求めるものである。
- (2) 委託仕様書に記載された内容は必要な要件としているが、実現できない要件がある場合、又は代替え案による場合は提案書にその旨を記載することとする。

## 5 費用負担

当該業務に要する費用として、13,200千円（税込）を限度とする。

## 6 申込資格要件

次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条の規定による清算手続き中ではない者
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第15条の規定による破産手続き開始の申立てをしていない者

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をしていない者又は同条第2項の規定による再生手続き開始の申立をされていない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更正手続き開始の申立をしていない者
- (6) 国、都道府県又は市町村から指名停止の処分を受けていない者
- (7) 国税、都道府県税及び市町村税において未納がない者
- (8) 宗教活動や政治活動を活動目的としていない者
- (9) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員等を含む。）の統制下でない者
- (10) その他法令等に違反していない者又は違反する恐れがない者
- (11) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者

## 7 提案書の提出

### (1) 提案書の必要書類及び交付方法

提案書の必要書類及び交付方法は次のとおりとする。

#### ① 必要書類

- ・ 公募型プロポーザル方式企画提案書（実施要綱様式第1号）
- ・ 企画提案内容（任意様式）  
※官民連携による公営住宅及び公共施設の整備検討等の取組みについて、具体的に記入してください。
- ・ 参加資格申立書（実施要綱様式第2号）
- ・ 会社等概要（任意様式）
- ・ 見積書（任意様式）
- ・ 委任状（グループでの応募の場合）  
※グループでの応募の場合は、構成員全てについて作成すること。

#### ② 提案申込方法

- (ア) 産山村役場企画振興課（事務局）から入手
- (イ) 産山村ホームページから入手

### (2) 提案書の提出

提案書は、次により提出することとする。

#### ① 提出期間

令和7年6月16日（月）から令和7年7月4日（金）まで  
※受付時間：役場開庁日の9時00分から17時00分まで

#### ② 提出場所

産山村役場企画振興課（事務局）

#### ③ 提出方法

提出期間内に事務局に直接持参又は郵送により提出すること。  
※郵送の場合は簡易書留郵便など、配達完了が確認できる方法とし、期日までに必着とする。

## 8 提案書に対する質問書の提出

当該業務の応募者は、業務内容及び提案書等に関して質問があるときは、事前に質問書を提出することができる。

### ① 提出方法

質問書（Word ファイル、任意様式）を作成し、事務局のメールアドレス宛、メール件名を「産山村公営住宅等に係る官民連携事業の導入検討調査業務」として、「添付ファイル」にて送信すること。

### ② 提出期限

令和7年6月16日（月）から令和7年6月25日（水）まで  
受付時間：役場開庁日の9時00分から17時00分まで

③質問の回答

質問書に対する回答は、令和7年6月30日（月）までに質問者へ、原則としてメールにて回答するとともに、全体に係る内容については、ホームページにおいても公表する。

## 9 選考方法

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。委託先の選定に当たっては、応募者から提案のあった内容を審査し、適当と認められる応募者を予算の範囲内で採択する。

(2) 評価基準及び審査方法

産山村プロポーザル方式審査会設置要綱（令和元年要綱第14号。以下「設置要綱」という。）第2条第1項に基づき、審査会を設置のうえ審査を行う。

なお、実施要綱第9条第3項に基づき、次の表のとおり評価基準を定め、当該評価基準に基づき、応募者から提出された書面により審査を行い、審査員の合計点が最も高い事業者を受託者とする。

項目	内容	配点
(ア) 参加資格	●参加条件に該当するか。	適・否
(イ) 会社概要	●各種調査業務等の実績について	30
(ウ) 調査への提案	●公営住宅等再編計画の策定に係る効果的・効率的な実施方法について	30
(エ) 官民連携事業スキームに対する提案	●官民連携事業手法の導入に係る提案について	30
(オ) 見積金額	●見積金額の評価	10

(3) 審査結果の通知

すべての応募者に対し、審査結果を書面にて通知する。

(4) 契約等について

選定された企業等と当村との間で委託契約を締結する。

## 10 事務局

産山村企画振興課（担当：井山 健一郎）

〒869-2703

熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿488番地3

（TEL）0967-25-2211

（FAX）0967-25-2864

（E-mail）kenichirou-i@ubuyama-v.jp

【実施要綱様式第1号】

令和 年 月 日

産山村長 市原 正文 様

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

産山村公募型プロポーザル方式企画提案書

令和7年度産山村公営住宅等再編に係る官民連携事業の導入検討調査業務に係る公募型プロポーザル方式による提案の募集について、下記の必要書類を添付のうえ提出します。

記

- 1 産山村公営住宅等再編に係る官民連携事業の導入検討調査業務提案書（別紙）
- 2 参加資格申立書（様式第2号）
- 3 会社等概要（任意様式）
- 4 見積書（任意様式）
- 5 その他村長が必要と認める書類

【別紙】

産山村公営住宅等再編に係る官民連携事業の導入検討調査業務  
提案書

申出年月日：令和 年 月 日

会社名称	
本社所在地	
代表者名	
法人設立年月日	
従業員数	
提案内容 (業務内容概要)	<p>①別紙でも可（様式自由） 公営住宅等再編計画の検討に係る調査方針について</p> <p>②先進事例地区の提案（2地区程度）</p> <p>③官民連携事業スキームの検討方針について</p> <p>④公営住宅再編計画と連動したモデル事業の検討方針について</p> <p>⑤①～④に係る調査スケジュールについて</p>
見積金額	円
管理技術者 <small>ふりがな</small> 氏名	
勤務年数	年（R7. 3. 31 現在）
経歴	
【備考】※産山村へのコメント等があればご記入ください。	

※提案書提出時点で、管理技術者が決まっていない、又は人選予定の場合は、「選定中」として提出してください。（勤務年数、経歴は空白のままで結構です）。

【送付先】産山村企画振興課（担当：井山）宛  
〒869-2703 熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿488番地3  
(TEL) 0967-25-2211  
(FAX) 0967-25-2864  
(E-mail) [kenichirou-i@ubuyama-v.jp](mailto:kenichirou-i@ubuyama-v.jp)

【実施要綱様式第2号】

参加資格申立書

私は、公募型プロポーザル方式企画提案書の提出に当たり、下記の参加資格を満たしていることを申し立てます。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- 2 会社法（平成17年法律第86号）第475条の規定による清算手続き中でない者
- 3 破産法（平成16年法律第75号）第15条の規定による破産手続き開始の申立てをしていない者
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をしていない者又は同条第2項の規定による再生手続き開始の申立をされていない者
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更正手続き開始の申立をしていない者
- 6 国、都道府県又は市町村から指名停止の処分を受けていない者
- 7 国税、都道府県税及び市町村税において未納がない者
- 8 宗教活動や政治活動を活動目的としていない者
- 9 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にない者

令和 年 月 日

産山村長 市原 正文 様

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印